

鳥取縣公報

縣會告示

告示

昭和二十四年二月一日 火曜日
第一千九百八十一号

本報ノ大キサハ固定額ニ列

鳥取縣會告示第一号

昭和二十二年七月鳥取縣會告示第八号鳥取縣會事務局規程の一部を次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年二月一日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

- 一、第八條中「係」を何れも「課」に改める。
- 二、第九條第一項中「各係及び室主任」を「各課に課長、図書室主任（以下單に課長とす）」に同條第一項中「主任」を「課長」に改める。
- 三、第十條第二項中「主任」を「課長」に「係」を「課」に改める。
- 四、第十一條第二項中「主任」を「課長」に改める。

鳥取縣告示第四十四号

昭和二十四年一月十三日一月臨時縣議會の議決を経た昭和三十二年度鳥取縣歳入歳出追加予算は次の通りである。

昭和二十四年二月一日

鳥取縣知事 西 尾 俊 治

昭和二十三年度鳥取縣歳入歳出追加予算

歳入	追加予算高
1 縣 稅	60,495,595
2 地方配付稅	60,495,595
3 公企業及び財産收入	845,000
4 1 財産收入	845,000
5 國庫支出金	31,893,871

00767

歳入合計	歳出	歳入合計	歳出
1 下渡金 22,338,533	1 歳出 22,338,533	1 下渡金 22,338,533	1 歳出 22,338,533
2 補助金 8,994,778	2 歳出 8,994,778	2 補助金 8,994,778	2 歳出 8,994,778
3 雑収入 92,733,986	3 歳出 92,733,986	3 雑収入 92,733,986	3 歳出 92,733,986
4 選挙費 7,261,000	4 歳出 7,261,000	4 選挙費 7,261,000	4 歳出 7,261,000
5 衆議院議員選挙費 7,261,000	5 歳出 7,261,000	5 衆議院議員選挙費 7,261,000	5 歳出 7,261,000
6 歳入給付費 88,146,966	6 歳出 88,146,966	6 歳入給付費 88,146,966	6 歳出 88,146,966
7 最重裁判所裁判官 1,481,000	7 歳出 1,481,000	7 最重裁判所裁判官 1,481,000	7 歳出 1,481,000
8 国民教育費 92,733,966	8 歳出 92,733,966	8 国民教育費 92,733,966	8 歳出 92,733,966
歳出合計		歳出合計	

但し昭和二十三年二月二十日鳥取縣告示第六十八号町村区分による共済金にこれを適用する。
昭和二十四年二月一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、反当共済金額
六〇〇円を三、〇〇〇円に改める
四〇〇円を二、二〇〇円に改める
三〇〇円を二、五〇〇円に改める

一、掛金率

共済金	組合員の負担すべき共済掛金率	賦課率	市町村組合
三、〇〇〇円	一、〇七二%	二二%	二九%
二、二〇〇円	一、〇七二%	二二%	二九%
一、五〇〇円	一、〇七二%	二二%	二九%

◇鳥取縣告示第四十六号
市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指した。

00768

00768

昭和二十四年二月一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

申請人の住所氏名、鳥取市西町九
吉村 亮太郎

一、指定の場所 鳥取市吉方 駅前区劃整理地区三二八号地

一、建築線の延長 二一、八一米

一、建築線間の距離 四、〇米

一、図面省略

◇鳥取縣告示第四十七号
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。
昭和二十四年二月一日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所 倉吉建築木工公共職業輔導所
氏名 所長 三島 正竹

一、建築物の位置 倉吉町大字駄路寺

一、同 用途 実習作業場

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 一、一八、九四平方米
突出する部分、三三、三七平方米

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合には事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第四十八号
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所 東伯郡倉吉町大字宮川町一〇九ノ三

氏名 高田 輝雄

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字宮川町一〇九ノ三

一、同 用途 大工作業場

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 二九、七平方米

突出する部分 二九、七平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に
届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の
事項を増減若しくは変更することとする。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定め
たる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第四十九号

昭和二十二年三月鳥取縣告示第八十八号鳥取縣立蚕業技
術員養成所規程の一部を次のように改正し公布の日から
これを施行する。

昭和二十四年二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「本所は青年学校令第十五條の規定による施設
で昭和十六年十二月五日認可を受け鳥取縣立蚕業技術
員養成所と称し」を「本所は学校教育法第八十三條の
規定による施設で鳥取縣立蚕業技術員養成所と称し」
に改める。

第三條中「普通科及び研究科の二科を置き各科生徒の定
員は左の通りとする。

普通科第一学年二〇名 第二学年二〇名 研究科一
〇名を

予科及び本科の二科を置き、各科生徒の定員は左
の通りとする。

予科 二〇名

本科 三〇名に改める。

第四條中「普通科を二ヶ年研究科を一ヶ年とする。」を

「予科を一年本科を一年とする。」に改める。

第六條中「左の通りとする(別表)」を

「別表の通りとする」に改める。

第八條「一、一月一日及び昭和二年勅令第二十五條に定
める祝祭日」を

「一、國民の奉祝日」に改める。

第十三條中「一、普通科、國民学校高等科卒業又はこれ
と同等以上の学力を有する者。

一、研究科、本所普通科の卒業生、蚕業学校又は農学
校の卒業生若しくは本所長において是等と同等以上
の学力を有すると認めたる者。」を

「一、予科中学校卒業又はこれと同等以上の学力を有
する者。」

一、本科高等学校(若しくは旧制中等学校)卒業者
又は本所予科卒業者若しくは本所長においてこれ
等と同等以上の学力を有すると認めたる者。」に改
める。

第十五條「普通科 作文、数学、理科 研究科 養蚕、
作文、数学中」を

「國語、数学、理科」に改める。

第十八條中「研究科」を「本科」に改める。

第二十條中「普通科又は研究科」を

「予科又は本科」に改める。

第一号様式中「(普通) (研究)科」を

「(予科) (本科)」に改める。

第二号様式中「月主」を「世帯主」に改める。

第三号様式中「(普通) (研究)科」を

「(予科) (本科)」に改める。

第四号様式中「右の者普通(研究)科の課程を卒業した
ことを証す」を
「右の者予科(本科)の課程を卒業したことを証す」

装着すると同時に第二号様式の合格証を兼ねた種鬼場指定証を交付するものとする。

四、指定種鬼場は種鬼検査に合格した優良種牝鬼一頭、種牝鬼五頭以上を常時飼育し、その種牝鬼一頭から仔鬼七頭以上生産販売するものであることを要する。

五、縣は種鬼場に対し飼料その他必要資材の配給並びに斡旋すると共に、この区域に対し重点的に飼育指導、生産物の共同販売指導等を行うものとする。

六、指定種鬼場の各区域ごとの代表者は、毎年六月末日並びに十二月末日の二回各種鬼場別、種鬼生産販売数並びに郡別、月別配布報告を縣へ提出しなければならぬものとする。

記

第一号様式

種鬼場指定申請書

住所 氏名

種別、性別、年令別、飼育頭数、耕作農地反別

一、春季並びに秋季仔鬼生産見込頭数一、系統並びに入手経路
右鳥取縣種鬼場指定要綱により申請致しますから御検査の上御指定願います。

昭和 年 月 日

右 氏 名

鳥取縣知事殿

第二号様式

鳥取縣種鬼場指定証

住所 氏名

飼育頭数

右は種鬼検査に合格したので昭和 年度鳥取縣種鬼場に指定する。

昭和 年 月 日

鳥 取 縣 印

鳥取縣告示第五十四号

昭和二十三年九月二十四日鳥取縣告示第四百六十九号鳥

取附 種鬼場指定要綱はこれを略にする。

昭和二十四年二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第五十五号

鳥取縣内食卵集荷配給要綱を次のように定める。

昭和二十四年二月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣内食卵集荷配給要綱

一、縣は政府の指示による外國人並びに鳥取市、米子市、倉吉町在住病人、乳幼児の栄養補給を目的として縣内種禽場から毎月食卵を集荷配給するものとする。

二、食卵の集荷配給業者は関係種禽業者及び該当市町村長の推薦により、縣が必要な場所にこれを指定するものとする。

三、縣は種禽業者に対し必要な食卵の出荷割当をなし、種禽業者は毎月縣の割当通り食卵を指定集荷配給業者(以下單に指定業者という)に出荷するものとする。

四、縣は食卵集荷に必要な飼料を指定業者が割当し、指定業者は種禽場から食卵の出荷があつた場合この飼料を食卵一ケ(一四匁以上)に対し八〇匁の割で配給するものとする。

五、食卵の出荷を受けた指定業者は縣の配給指示の範囲内で縣及び該当市町村長の発行する割当切符に従つてこれを配給するものとする。

六、食卵の集荷価格は廣島地方物價事務局の告示に基く公定価格により、配給価格は右公定價格の外に取引高税を加算した額とする。

七、指定業者は毎月五日までに前月末までの個人別集荷実績並びに割当切符を添付した配給実績報告書を縣へ提出しなければならないものとする。